

あなたのまわりに不法滞在者や不法就労者はいませんか？不法滞在や不法就労をしている外国人を見聞きした際は、警察署まで通報してください。(札幌方面北警察署 ☎011・727・0110)

☎72・3192

(市役所1階18番窓口)
申込・問合せ 子ども政策課
 詳細は市HPをご確認ください
 申込多数時調整。定員に達しているクラブは申込不可。



▲市HP

市の相談窓口

人権相談

20(火)13時30分～16時(受付15時30分まで)
 市役所4階
 広聴・市民生活課 ☎72・3191

行政相談

15(木)13時30分～16時 市役所1階
 広聴・市民生活課 ☎72・3191

弁護士無料法律相談

7(水)・21(水)13時30分～15時30分
 ※当日10時までに電話申込、各4組(申込順)
 広聴・市民生活課 ☎72・3191

家庭生活相談と女性相談

6(火)・13(火)・20(火)10時～15時 市役所1階
 【女性限定】

22(木)10時～15時 花川南コミセン2階
 27(火)は「女性相談サロン」開設(詳細はP14)
 ※お困りの方に生理用品をお渡しします
 北海道家庭生活カウンセラークラブ石狩地区
 広聴・市民生活課 ☎72・3227

こども・ひとり親相談

平日9時～17時(受付16時まで)
 子ども相談センター(市役所2階) ☎72・3195

住民よろず相談

火曜13時～16時(受付15時まで)
 りんくる2階福祉団体活動室 ☎72・8220
 毎月第3木曜13時～16時(受付15時まで)
 厚田保健センター ☎78・2521
 高齢者生活福祉センター ☎79・5050

ジョブガイドいしかり

平日9時30分～17時
 就業アドバイザーによる相談は(昼休み除く)
 月・水・金曜 10時～16時(受付15時まで)
 ジョブガイドいしかり(市役所2階) ☎75・8609

消費生活相談

平日10時～16時
 石狩市消費生活センター(市役所1階) ☎75・2282

特別支援・不登校相談

平日9時～15時45分(金曜は14時45分まで)
 教育支援課 ☎76・8000

65歳以上の高齢者の相談窓口

各地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。
 平日9時～17時
 南地域包括支援センター ☎73・2221
 花川中央地域包括支援センター ☎77・6371
 北地域包括支援センター ☎75・6100
 厚田区 ☎78・1030
 浜益区 ☎79・5111

その他の相談窓口

年金相談 ※窓口相談のみ

平日8時30分～17時15分
 毎月第2土曜 9時30分～16時
 街角の年金相談センター麻生
 ☎0570・05・4890(予約専用)

ひきこもりや不登校などに関する相談

平日10時～19時
 ひきこもりサポートセンター ☎77・5763

相続・遺言、不動産(空き家問題など)、その他無料法務相談

28(水)13時～15時 花川北コミセン
 行政書士池田法務事務所 ☎72・3558
 (電話予約をおすすめします)

社会保険労務士と話そう! 働き方・年金・暮らしのこと

15(木)10時～13時30分 浜益コミセン「きらり」
 17時～20時 花川北コミセン
 ふなね社労士事務所 ☎080・5725・8114(電話相談も可)

放課後児童クラブ 夏休み一時利用申し込み

対象 小学生

日時 学校夏期休業日

8時～18時30分 ※日曜 祝日除く

必要な物 印鑑・就労証明書

※昨年度利用者も要提出

費用 日額300円

※別途保険料、欠席分は還付不可

申込期間 5(月)～23(日)

そのほか 申込多数時調整。定員に達しているクラブは申込不可。

詳細は市HPをご確認ください
申込・問合せ 子ども政策課

(市役所1階18番窓口)

民生委員・児童委員

手続き中だった地域の民生委員、児童委員が決定しました。

※敬称略

〔花川東1条1丁目～4丁目、花

川東の一部〕

二本真男(にきさだお)

問合せ 福祉総務課

☎72・3152

石狩市民生委員児童委員連合協

議会 ☎72・8341

アイヌの人々の遺骨 出土地域への返還手続き

国土交通省で管理するアイヌの人々の遺骨などについて、自団体への返還や慰霊施設での管理継続を希望する場合は申請が必要

です。

対象 出土地域に居住するアイヌ関係団体の代表者

申請期限 30(日)

申請・問合せ 国土交通省北海道局総務課アイヌ政策室

☎03・5253・8762

FAX 03・5253・1665

mailto:goikotsuhenkan@gxb.mlit.go.jp

6月は「外国人労働者問題啓発月間」

外国人を雇い入れる際は、ルールを守って適正な雇用をお願いします。

外国人を雇い入れる際の留意点

○就労が認められる在留資格で

あること

○雇入れ・離職の際には、それぞれハローワークに届け出を行うこと

○労働保険・社会保険などの加入をはじめ適正な雇用管理を行うこと

問合せ

旧石狩地区・厚田区

ハローワーク札幌北

☎011・743・8609

札幌中央労働基準監督署

☎011・737・1191

浜益区

ハローワーク滝川

☎0125・22・3416

滝川労働基準監督署

☎0125・24・7361

第36号 「いしかり暦」

石狩市の歴史をさまざまな視点からたどり紹介する「いしかり暦」の第36号(500円)が発行されました。

販売場所 いしかり砂丘の風資料館(弁天町30・4)

道の駅石狩「あいろーど厚田」(厚田98・2)

問合せ 石狩市郷土研究会

村山さん ☎72・7489



国民健康保険税 課税限度額などが変わります

問 国民健康保険課 ☎72・3123

課税限度額

令和5年度から課税される国民健康保険税の上限額は、次のとおりです。

医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分	合計
現行 63万円 改正後 65万円	現行 19万円 改正後 20万円	現行 17万円 改正後 変更なし	現行 99万円 改正後 102万円

軽減措置

国民健康保険税は世帯の所得に応じて、7割・5割・2割の軽減措置があります。

令和5年度以降、5割・2割の軽減措置の対象となる世帯の所得が引き上げられます。

・軽減割合7割

世帯の所得の合計額が43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円以下 ➡ **改正後 変更なし**

・軽減割合5割

世帯の所得の合計額が43万円+(**28.5万円** × 加入者・特定同一世帯所属者の人数)+(給与所得者等の数-1)×10万円以下
 現行 **28.5万円** ➡ **改正後 29万円**

・軽減割合2割

世帯の所得の合計額が43万円+(**52万円** × 加入者・特定同一世帯所属者の人数)+(給与所得者等の数-1)×10万円以下
 現行 **52万円** ➡ **改正後 53.5万円**

※特定同一世帯所属者：国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した後、継続して同一世帯に属する方

※給与所得者等：次のいずれかに該当する方です

- 給与等の収入金額が55万円を超える方
- 65歳未満で公的年金の収入金額が60万円を超える方
- 65歳以上で公的年金の収入金額が125万円を超える方

低所得の子育て世帯 生活支援特別給付金

支給額 **児童1人当たり5万円(1回限り)**

ひとり親世帯分以外

問 子ども政策課 ☎72・3116

対象

次のいずれかに該当する方(「ひとり親世帯分」または「ひとり親世帯分以外」の支給対象となった児童除く)

- 令和4年度に石狩市が実施した子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分以外)の支給対象者であった方
- R5/3/31時点で18歳未満の児童(障がい児は申請時点で20歳未満。R6/2/29までに生まれた児童含む)を養育する父母などのうち、次のいずれかに該当する方
 - 令和5年度市町村民税均等割が非課税の方(減免の方含む)
 - 食費などの物価高騰の影響で家計が急変し、収入が市町村民税均等割非課税相当となっている方

申込方法

- 申請不要。5月下旬に案内文を送付し、6月上旬に令和4年度給付金の支給口座に振り込む予定です
- R6/2/29(木)までに申請が必要

詳細はこちら▶



ひとり親世帯分

問 子ども家庭課 ☎72・3128

対象

児童扶養手当の受給資格があり、次のいずれかに該当する方(「ひとり親世帯分以外」または「ひとり親世帯分」の給付金を受け取った方除く)

- 令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている方
- 公的年金などの受給により令和5年3月分の児童扶養手当を受給しておらず、令和3年中の収入額が児童扶養手当支給制限限度相当額を下回る方
- 食費などの物価高騰の影響で家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給する方と同じ水準の方
- 令和5年3月以降の離別などにより児童扶養手当の受給資格を有した方で、家計が食費などの物価高騰の影響を受けており、受給資格を有した後の収入が児童扶養手当の対象となる水準の方

申込方法

- 申請不要。5月下旬に案内文を送付し、6月上旬に児童扶養手当の支給口座に振り込む予定です
- (2)(3)(4) R6/2/29(木)までに申請が必要

詳細はこちら▶

